

第6節 都市防災化計画

第1項 土地利用計画	<input type="checkbox"/> 都市政策課
第2項 建築物不燃化の推進	<input type="checkbox"/> 都市政策課
第3項 公園・緑地等の防災空間整備	<input type="checkbox"/> 都市政策課
第4項 中心市街地の再生・ 土地区画整理事業の推進	<input type="checkbox"/> 都市政策課

【基本方針】

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。したがって、本市では次の計画により京築地域の中心市にふさわしい「災害に強いまちづくり」を推進する。

- 1) 適正な土地利用による防災
- 2) 建築物不燃化による防災
- 3) 公園・緑地等の防災空間整備による防災
- 4) 中心市街地の再生や土地区画整理事業による防災
- 5) 宅地造成規制による防災

第1項 土地利用計画

【現況】

本市では田畑としての利用が約 1/3 と最も多くなっているが、田畑の利用面積は徐々に減りつつある。一方で人口増に伴う宅地としての利用が増えており、市域の約 16%が宅地になっている。また、行橋市は全市域が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による都市計画区域として指定されており、うち 668ha(約 9.5%)が用途地域として指定されている。しかしながら、本市ではミニ開発等の無秩序な開発が行われ、市街地周辺農地において虫食い状の市街地形成(スプロール化)の進行が見られる地区も存在する。

そのため、市では「行橋市国土利用計画」に基づき、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる、調和ある土地利用を進めていくこととしている。また、東九州自動車道インターチェンジ周辺及び国道 201 号バイパス予定沿線での用途地域の設定や見直しを図り、状況の変化に対応した適切な土地利用を誘導していくこととしている。

【計画目標】

土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森

林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。

- 1) 市の国土利用計画に沿った都市計画、その他関連事業について防災まちづくりの意識をもって推進する。
- 2) 高速交通体系の整備や産業誘致に伴う人口増加の受け皿となる利便性が高い良好な住環境を整備するとともに、風水害による土砂災害や浸水、地震・津波による家屋倒壊や津波浸水並びに火災による延焼が少ない防災軸をもった環境整備を推進する。
- 3) 用途地域の再検討にあたっては、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の趣旨を十分に尊重し、市全域を広域的にとらえて住環境を保全するという観点に立って、土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発等を防止する。
- 4) 地域発展と自然保護との調和を基調として地域社会の環境管理を行い、快適な環境・社会資本の向上に努める。したがって、住・商・工分離、緑地の保全・活用等のため美観地区や風致地区、緑地保全地区の指定などを検討し、効果的な土地利用を図り、市勢の均衡ある発展に資する土地利用計画の確立に努める。
- 5) 地区単位毎に望ましい土地利用のあり方を検討し、住環境整備のための具体的な指針とするとともに、開発に対する規制や指導を行っていく。
- 6) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開発行為に対しては、県の開発許可基準や市の宅地開発事業に関する指導要綱等に基づき、適切な開発行為に対する指導を推進する。

第2項 建築物不燃化の推進

【現 況】

本市においては、商業地域及び近隣商業地域等については、準防火地域として定めているとともに、用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定している。

【計画目標】

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

1. 準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については現在も指定がなされているが、今後用途地域の変更等があった場合には準防火地域として追加指定するものとする。

2. 建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

現在、用途地域のうち、準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定しているが、今後用途地域の変更等があった場合には追加指定等を行う。

3. 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、木造あるいは簡易耐火構造の市営住宅については、解体及び耐火構造への建替え等を推進する。また、新築住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

4. 住環境整備事業の推進

市は、住環境整備事業による不良住宅が密集している地区等において、建築物の不燃化、中心市街地の再生等による緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等の整備を推進する。

第3項 公園・緑地等の防災空間整備

【現 況】

本市の公園・緑地としては総合公園・都市緑地・街区公園等があるが、街区公園や都市緑地にはその面積が2,000㎡以下のものが半数以上存在し(第Ⅰ編総則第3章「市の概況」表1.3.12参照)、地震災害時の避難所等としては適していないと考えられるものも多い。大きなオープンスペースを有する公園としては、行橋総合公園・八景山1号公園・八景山緑地2号・行事さくら公園・野鳥公園等が挙げられるが、行橋総合公園は地震時に津波の被害を受けるおそれがあるとともに、人口が集中する行橋校区周辺の市街地部に適当な公園が見あたらないといった問題もある。なお、行橋市都市公園条例では、都市公園の設置標準面積を住民1人あたり10㎡以上としているが、本市は現在4㎡/人となっている。

【計画目標】

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき推進する。

- 1) 規模や立地場所を勘案した中核的な公園、施設等の整備を推進し、住民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。さらに、1人あたりの面積を行橋市都市公園条例の目標に近づくよう努め、特に公園等が無い行政区については用地の確保に努める。
- 2) 市報やパンフレットにより、自然環境保護や緑化推進について住民意識の高揚を

図る。

- 3) 小規模林地開発や、土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。
- 4) ブロック塀に代わる生垣等の緑化を推進するとともに、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の実施を検討する。さらに、地震時に倒壊被害が懸念される無筋ブロック塀等に代わる軽量フェンス等による公園整備を推進する。

5) 緑化の推進

緑の基本計画等の実行や緑化基金制度の創設を推進し、住民参加による緑の保全と育成を通じた、総合的な緑化推進に努める。

6) 公園・緑地の確保

ア. 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有するため、災害時の緊急避難地として利用できるよう維持・管理を行う。

イ. 公園の未整備地区では、その整備促進に努める。

ウ. 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進する。

7) 行橋総合公園周辺や八景山、鉄道駅周辺部等について、住民の活動拠点としての積極的な土地利用を図る。

8) 延焼遮断帯

ア. 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

イ. 延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

第4項 中心市街地の再生・土地区画整理事業の推進

【現況】

本市では、平成5年から「行橋駅西口地区土地区画整理事業」が開始され、平成27年完成を目指して事業が鋭意進められている。この区画整理事業が行われている行橋駅周辺は、京築地域の顔となる拠点地区として、総合的な都市空間の創出が望まれる地区である。したがって、東西駅前広場、西口アクセス道路及び連続立体交差事業の高架化による高架下利用により、東西市街地を一体化した都市機能を導入することで、ターミナルにふさわしいシンボル性の高い空間を形成し中心市街地の活性化を図るものである。

また、無秩序な宅地化に対処するため公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、健全かつ良好な市街地整備を行い、商業都市サービスの拠点都市としてのまちづくりを行っている。

【計画目標】

近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において、環境の悪化、

災害の危険の増大、住宅の不足等の事態が深刻化している。

これらの事態に対処するため、中心市街地の再生を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共同化等を行うとともに、道路、公園、広場等のオープンスペースを整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新をすすめ、併せて都市の防災構造化を図る。

1. 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業等の推進を検討し、老朽木造住宅が密集した市街地等、防災上危険な地域の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

2. 中心市街地の再生

最近における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大、住宅の不足等の問題が生じている。これらの事態に対処するため中心市街地の再生を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、これと併せて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

3. 都市災害の防止

既成市街地及びその周辺の地域において、土地の区画・形質の変更及び公共施設の新設・変更等を行う際、道路・公園・上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善と併せて都市災害の防止に努める。